第五章第二節の節名を削る。

第百五条中「第三十八条の二」を「第百六条」に、「様式第五十二」を「様式第七十九」に、「を提出しなければならない。」を「に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、自ら製造したガスを使用する事業を行う場合にあつては、次の各号に掲げる書類を添付することを要しない。」に改め、同条に次の三号を加える。

一　供給の相手方との契約書の写し

二　供給地点の位置を明示した図面

三　供給の相手方との関係を記載した書類

第百五条を第百六十九条とする。

第百四条第一項中「第三十八条第二項」を「第百五条」に、「第三十一条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第二項中「第三十三条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条第三項中「第三十五条」を「第二十八条」に、「第三十八条第二項」を「第百五条」に、「第三十一条第二項」を「第二十五条第二項」に改める。

第百四条を第百六十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

（ガス事業以外のガスを供給する事業）

第百六十七条　生産工程、資本関係、人的関係等における関係から、密接な関係を有する者と認められるものに対してガスを供給する事業は、法第百五条のガス事業以外のガスを供給する事業に該当するものとする。

第百条から第百三条までを削る。

第五章第二節の節名を削る。

第五章第一節を削る。

第五章の章名を次のように改める。

第五章　ガス事業以外のガスの供給等の事業

第五章の前に次の二款、一節及び一章を加える。

第二款　業務

（託送供給約款において定めるべき事項）

第百十八条　法第七十六条第一項の託送供給約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　連結託送供給に関する次に掲げる事項

イ　適用範囲

ロ　導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項

ハ　ロに掲げるもののほか、供給の相手方が負担すべきものがある場合にあつては、その内容

ニ　ガスの受入量及び供給量の計測方法並びに供給の相手方が負担すべきものの徴収の方法

ホ　託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件に関する事項

ヘ　託送供給に附帯する業務に関する事項

ト　導管、ガスメーターその他の設備に関する特定ガス導管事業者及び供給の相手方の保安上の責任に関する事項

チ　ガスの受入れ及び供給の制限又は停止並びにこれらの解除に関する事項

リ　契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、供給条件又は特定ガス導管事業者及び供給の相手方の責任に関する事項

ル　有効期間を定める場合にあつては、その期間

ヲ　導管の位置を明示した地形図の閲覧場所

ワ　実施期日

二　託送供給に関する次に掲げる事項（前号に掲げる事項を除く。）

イ　適用範囲

ロ　料金

ハ　導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項

ニ　ロ及びハに掲げるもののほか、供給の相手方が負担すべきものがある場合にあつては、その内容

ホ　ガスの受入量及び供給量の計測方法並びに料金その他の供給の相手方が負担すべきものの徴収の方法

ヘ　託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件に関する事項

ト　託送供給に附帯する業務に関する事項

チ　導管、ガスメーターその他の設備に関する特定ガス導管事業者及び供給の相手方の保安上の責任に関する事項

リ　ガスの受入れ及び供給の制限又は停止並びにこれらの解除に関する事項

ヌ　契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ル　イからヌまでに掲げるもののほか、供給条件又は特定ガス導管事業者及び供給の相手方の責任に関する事項があある場合にあつては、その内容

ヲ　有効期間を定める場合にあつては、その期間

ワ　導管の位置を明示した地形図の閲覧場所

カ　実施期日

（託送供給約款の届出等）

第百十九条　法第七十六条第一項本文の規定による託送供給約款の届出をしようとする特定ガス導管事業者は、その実施の日の十日前までに、様式第六十五の託送供給約款届出書に当該託送供給約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　ガス事業託送供給約款料金算定規則様式第十二、様式第十三、様式第十四、様式第十五、様式第十六第一表、第二表及び第二表補足並びに様式第十七（同令第三十七条第二項の規定により選択的託送供給約款料金を設定しない場合には同令様式第十七第一表。以下同じ。）の書類

二　ガス事業託送供給約款料金算定規則第三十三条第一項に規定する特定ガス導管事業者にあつては、同令様式第十六第三表、第四表及び第四表補足並びに第五表及び第五表補足の書類

三　ガス事業託送供給約款料金算定規則第四十条の規定により同令第三十二条及び第三十四条から第三十七条までの規定とは異なる料金の算定方法を定める特定ガス導管事業者にあつては、同令様式第十九の書類

四　供給の相手方の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2　経済産業大臣は、前項第三号に掲げる書類を公表しなければならない。

第百二十条　法第七十六条第一項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第四十六の託送供給約款制定不要承認申請書に、託送供給約款を定める必要がないことを説明する書類を添えて提出しなければならない。

第百二十一条　法第七十六条第二項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに様式第六十六の託送供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給約款

三　第百十八条第二号ロの事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合にあつては次に掲げる書類

イ　ガス事業託送供給約款料金算定規則様式第十二、様式第十三、様式第十四、様式第十五、様式第十六第一表、第二表及び第二表補足並びに様式第十七の書類